

法務委員会議録 第五十五号

昭和二十七年五月二十一日(水曜日)

午後一時五十三分開議

出席委員

委員長 佐瀬 昌三君

理事 櫻治 良作君 櫻山 山口 好一君

理事 田万 廣文君 安部 俊吾君

理事 押谷 富三君 北川 定務君

理事 松本 弘君 眞鍋 勝君

理事 大西 正男君 吉田 安君

理事 梨木 作次郎君 世耕 弘一君

出席政府委員

法務政務次官 龍野 喜一郎君

検事(法制意 見第四局長) 野木 新一君

委員外の出席者

判事(最高裁判 所事務総局人 事局長兼民事 局長事務代理) 鈴木 忠一君

専門員 村 教三君

専門員 小林 貞一君

本日の会議に付した事件

最高裁判所における民事上告事件の 審判の特例に関する法律の一部を改 正する法律案(内閣提出第一二二号)

裁判所職員定員法等の一部を改正す る法律案(内閣提出第一二二五号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関 する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第一二〇号)(参議院送付)

○佐瀬委員長 これより会議を開きま す。

最高裁判所における民事上告事件の 審判の特例に関する法律の一部を改 正する法律案、下級裁判所の設立及び管 轄区域に関する法律の一部を改正する 法律案、裁判所職員定員法等の一部を 改正する法律案、以上三案を一括して 議題といたします。質疑を行います。

○梨木委員 裁判所職員定員法の一部 改正の法案の中で看護婦を新しくふや すことになつておるのでありますが、 どうも政府の説明では了解できないの でありまして、どういふことをさせる ものでありますか、もう少しこれを具 体的に説明してほしい。

○鈴木最高裁判所説明員 裁判所と看 護婦、こういうと確かにそれだけの言 葉だといえますと疑問に思われるの もごもつとものように感じます。これ は同時に八十四名のうち十四人と七十 人にかけて、その七十人がこの前問題 になりました事務官、庶等でありまし て、警備員に充てるためでありませ んが、残りの十四名のうち四名は裁判所 技官であります。この裁判所技官とい うのはもつとはつきり申し上げませ うと医師でございます。医者なんです。

○梨木委員 裁判所技官といふのが、 御承知のように家庭裁判所において少 年事件を取扱つておられます。少年事 件を的確に処理するためには少年の知 能、精神という方面で非常な専門的な 調査を必要とします。そのために 医師としての裁判所技官といふのが、 ひと必要ならねえんです。それと同 時に家庭裁判所におけるいわゆる家事 事件につきましても、いろいろな家族 的な紛争、ことに離婚というふうな問 題になると当事者が気づかないで病氣 とかいろいろな身体障害の原因にな がつておつて、しかも当事者がその対策 をしないために離婚というふうな問題 になつておる事件が少からずあるわけ なんです。そのために専門医が必要 でありまして、医者の立場から裁判官 になる、助言を与えるということが、 せひとも家庭事件、家事事件につい て必要ならねえんです。そうします と医者がついた場合に、ある場合には 婦女子に対する場合もございます。こ ういふ意味で看護婦十名を予定し て、要求しているわけでございます。

○梨木委員 医者を裁判所技官として 恒常的に雇い入れる、これを勤務者と して採用するということについては、 今説明された家庭裁判所の家事事件に ついてそういう知識が裁判所を援助す るために必要だということ、あるいは 少年の知能、精神の判定に必要だとい うことではあります。これはそういう 必要を満たすためならば、全国の家庭 裁判所にいくとも一人程度の医師が必 要じゃないかということになりましよ うが、これが四名でどう必要が満たさ れるかということには非常に疑問があ るし、ある程度のことには嘱託の医者に よつて用が足りるんじゃないかというこ とが考えられる、これが一つ。さらに この医者を援助するといつても、これ は今の説明では裁判官では不足してい る、いろいろ知識を補助し援助するた

めだということになれば、そのようなる 知識、技能を持つていないものでなけれ ば、その用を満たし得ないということ になる。看護婦ではこれはどういふそ ういふ用には足りないと思ふ。そうい う粗雑な一と言つては失礼かもしれ ませんが、とにかく専門的知識がそれ ほどあるとは思いません。看護婦の持 つている程度の知識ならば、少し勉強 すれば裁判官も習得できると思ふので あります。どうも私はそういうところ にこの医者と看護婦を裁判所に常置さ せるのが目的なのではなくて、ほかに 目的があるのではないか。どうもここ の点。つまり四名では全国の家庭裁判 所に常置できないんじゃないか。これ は嘱託で足りるんじゃないか。しかも そういふ特別の知識、技能を必要とす るのだ、それならば看護婦によつて はそれは不十分ではないか。しかも十 四名ではどうにもならないのではない かと、いろいろに思ふのであります。こ の点の説明をお願いします。

○鈴木最高裁判所説明員 全国で四名 だけの医者を置くことはおかしなじや ないかという御質問ですが、これは全 国で四名だけの医者を置くというこ とになれば確かにおかしなじやないか、 実はずも裁判所技官として医者を 四十五名すでに定員上認められてい るわけです。そうしてそれに今回増員を 四名加えますと、ただいま梨木委員が 御質問のあつたように大体各裁判所

少くとも一名はこれで振りわけがで きる計算になるのです。ですからこの四 名は、全国の家庭裁判所に少くとも一 名の裁判所技官としての医者を置くこ ういふ計画を満たすためのその足りない 部分の四名であります。そういうよう に御承知を願いたいわけであります。

それから看護婦は全国の裁判所にす べて一名ずつ置くというわけがなく て、特に大きい裁判所に看護婦を置く わけであります。従つて看護婦につい ては医者の数ほどいらぬわけではな い。これは医者がつきますと、そのこまご ました仕事にはやはりどうしても看護 婦が必要なんだという実際の要求上や むを得なくてはならないのであります。

看護婦の知識を借りて裁判官が裁判の 資料にするという意味ではなくて、技 官をつけた場合、医者としておれば看 護婦の仕事はどうしても必要なんだか ら、大きいところで仕事の多いところ には看護婦を置く、こういう計画で あります。

○梨木委員 結局これは裁判所の裁判 官や職員の何か健康保護のためにこれ を付置しようというのじやありません か、正直なところ。どうなんですか。

○鈴木最高裁判所説明員 裁判官並び に裁判所職員の医療施設のためにこ ういふ技官を置いたり看護婦を置いたり するのじやないかという疑問なんです が、そうではないわけなんです。たとえ ば現在もうすでに東京におきましては法 曹会というものがあつて、それが 医療の設備を経営しておつて、それと

裁判所職員の共済組合の方との契約があつて、それでまかなつてゐるわけであつて、全国では共済組合で、御承知のように裁判所の職員はみな組合に加入しておられますから、その共済組合の特則な契約で、大きいところはかかりつてと言いますか、契約をしてゐる医者やみなおられますから、特に官費の医者を置いてその恩恵をこうむらうという意味はあつともないわけでは、たゞ梨木さんは民事が専門で少年事件というよりなことにあまりタッチしておられないなかつたように私存じますが、最近の少年事件というのは非常に医学及び心理学と密接な関係を持つて発達しておられますから、ことにアメリカなどにおいてはそういうように存じますが、若干その影響があるかと存じますけれども、その医学及び心理学という方面と裁判との密接な関係上、やはり家庭事件及び少年事件については医学の専門的な知識がせひとも必要なんだという意味で、特に従来お願いして四十五名の裁判所技官を設けるといふことになつて、その不足を満たすために今回の増員計画がされたわけでありま

それから下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案であり、これは名称のかわつた点、それから市町村の合併になつた点、そのことに基いて管轄区域をえようとするものや、いろいろとくさん含んでゐるわけなんですけれども、一体こういうたぐいさんの管轄区域の変更あるいは名称の変更につきましては、理由をいたしましては「土地の状況及び交通の便否等にかんがみ」云々とかよになつておられます。しかしこれは裁判所を利用し、また裁判に關係を持つ國民の側からいたしますならば、非常に重要な問題であります。利害關係を持つ問題であります。これに對しましてはわれわれはいろいろ大なるものを出されて、この管轄区域の変更その他をすることが適切であるかどうかというところについての判断の資料といふものは——自分の知つてゐるところからいふことはわかりませんが、ほとんど判断の資料といふものが實際はないわけですから、この管轄区域の変更につきましても、土地の状況、交通の便否という抽象的な理由だけでなくて、具体的にどのように交通あるいは土地の状況上この必要があつたかという説明を願わなければ、われわれは適切な判断を下すことはできないのであります。従つてこれに関する詳細な資料の提出を希望したいと思つてゐます。これが一つは、一体こういう管轄区域を変更するに於いて地元民の意思、こういうものをどの程度に具体的に取入れてあるのか。それを反映させる方法、たとえば地元の弁護士会の意見を聞くとか、あるいは司法関係者の意見を

聞くとか、あるいは土地から陳情があつたとか、かような資料をつけてもらはないことには、裁判所で官僚的にこういうように天くたりのきめられないといふことでは、しかも短期間に態度を決定するといふことは無謀にひといやり方であると思つてゐるのであります。この点についての詳細な資料の提出と説明を求めたいと思つてゐます。

○野木政府委員 たゞいまの御質問に對して、まず第二点の方から先にお答え申し上げます。たゞいま問題になつてゐる法案のうち、管轄区域の変更の点でございますが、これにつきましては、初めこの管轄区域を定めてから以後、たとえば自動車交通の発達とかその他いろいろの事情によりまして、管轄を変更した方が便宜だといふような事情が生じて来るわけであり、またその点は国会あるいは法務府があるいは裁判所に請願なりがあらはれておられることが多いわけであり、そのうちの場合におきましては、この法律を主管しております法務府にいろいろ請願があつたがどうかというものを問ひ合せまして、地元の檢察庁では土地の弁護士会、町村、警察等に意見を聞きまして、それを付記して法務府の方へ送つて参ります。また他方裁判所事務局とも連絡をとりまして、裁判所側からも各その土地の地方裁判所に照会しまして、その裁判所からまた同じように各方面の意見を集めて、それが最高裁判所事務局に來まして、それが私の方に参つておられます。その両方を合せまして、それを資料と

いたしまして研究して、大体各方面とも異議ないところをとつて法案として出してあるわけでございます。今度の管轄区域の変更は大体十一箇所にあつて、これは各地え、町村警察、裁判所、檢察庁、弁護士会とも異議のないところでありまして、従いまして私もといたしまして、各方面の要望に沿つてこのように修正した方がよろうと思つて法案を出したわけでありまして、

なおそのほかの地名の変更等につきましては、私もしつちゆう新聞などで知つたり、あるいは地元の市町村から町村の名前の変更等についても通知を受けたら、いろいろの資料によりましてその事実を知りまして、また前と同じように地元の檢察庁に連絡してその意見を聞き、また裁判所事務局にも連絡してその意見を聞きまして、各方面の異議ないところをとつて、このような法案の形にいたしておられるわけでありまして、大体この管轄区域に関する点につきましては、立案の経過はたゞいま申し上げたようなところでありまして、こちらが一つの頭で考へてそれを押しつけるというようなことはありません。大体下の方から自然發生的に土地の不便というやうな点からいろいろの陳情、請願等があらはれて、それがきっかけになつてこういう案になつて来るわけでありまして、

次に、それらの資料の点でございますが、これはたゞいま申し上げましたやうな手続で集めており、大体異議のないところでありまして、しかも技術的なもので、管轄変更によつて地元民がどれだけの時間的あるいは金銭的に利益があるかといふやうな点、及び

管轄変更によつて原裁判所及び変更後の裁判所にどれだけの事件の移動があるかといふやうな實際に集めた資料もありませんが、従来關係等から見まして、また今回の改正がそれより大きな改正でありまして、比較的こまかい技術的の点でありますので、一応そのこまかい資料は省略させていただきます。変更の点の地図等も従つて用意はしておりますが、御必要ならばこの關係点につきまして後日地図でも出してあげようと思つてゐます。

○梨木委員 地図でも出してあげようかといふのは、まことにそういう發言は国会の委員会をばかにした發言でありまして、われわれはそういうものがなくては審議できないのです。あなたも自由党が絶対多数だから、そういう自由党の絶対多数にあぐらをかいてまつたかかつてなことを言つてゐる。裁判所の管轄を他のところにかへるといふことは、地元民にとつては重大な關係がある。それを必要とあらば出してあげようかといふこと——そういう政府委員の説明といふものはあるものじやありません。そういうのなら、われわれの資料が出ない限りは審議は延期しなければならぬ。

○佐瀬委員長 今の梨木委員の要請するところは、全委員のまた同じく要請するところでありまして、政府委員に至急に資料を御提出を求めておきます。

○野木政府委員 承知しました。

○梨木委員 それじや私は自分の知つてゐる点について質問いたします。法案の七ページにありますが石川県の輪島簡易裁判所の管轄区域の福中、諸岡村を諸岡村野野町に改め、それから飯田

簡易裁判所の管轄区域中の町野町を
削る、つまり従来飯田簡易裁判所の管
轄区域にあつた町野町を輪島簡易裁判
所の管轄区域に変更しようというので
ありますが、この点はどういうようにな
交通、土地の状況からかよふな変更を
するようになったのかを説明してもら
いたいと思ひます。

○野木政府委員 たいだいの金沢地方
裁判所管内の石川飯田簡易裁判所管内
石川県鳳至郡町野町を輪島簡易裁判所
に管轄変更する件についてであります
が、この点は、現在の管轄区檢察庁に
至る交通の点につきましては、町野町
から距離が二十一キロ、時間は一時間
十分、交通機関としては乗合バスが一
日三往復あります。転属区檢察庁に至
ります距離は、二〇・九キロ、乗合バ
スは一日六往復所要時間一時間二十分
であります。運賃は現管轄区檢察庁に
至る方が七十円、転属の方は七十五円
になつて、やや高くなつております。
しかしこの点につきましては、私ども
の調査によりますと、町野町は輪島簡
易裁判所管内警風至区警察署の管轄
に属しまして、警察と簡易裁判所との
管轄を異にしておるといふ点もあり、
この管轄変更には町野町、金沢地方裁判
所、金沢檢察庁、金沢弁護士会及び所
属警察署など全部が異議がない、そう
いふ事情がわかりましたので、この際
これを変更するのを適當と存じまし
て、この案に取上げたわけでありま
す。

○佐藤委員長 他に御質疑はございま
せんか。他に御質疑がなければ、以
上三案に対する質疑はこれをもって終
局いたします。
次に以上三案を一括して討論に付し

ます。討論の通告がありますので、こ
れを許します。梨木次郎君。

○梨木委員 私はこの三案中の裁判所
職員定員法等の一部を改正する法律案
について、日本共産党を代表いたしま
して、反対の討論をいたしたいと思ひ
ます。

過般この法案についての私の質問に
対しまして、裁判所側あるいは政府側
の答弁によつて明らかになつたこと
は、この中の七十名は警備員であつ
て、しかもこの警備員というのは、最
近の裁判の実情にかんがみて裁判所の
秩序維持に寄与するためである、かよ
うに大体説明されたと思ひのでありま
す。私どもは裁判の權威、裁判所の秩
序を維持するといふことの基本的なや
り方は、裁判が国民の全体によつて支
持されるということ、国民によつて信
頼されるということ、これが裁判の權
威と裁判の信頼性と、從つて法廷内の
秩序が維持されることであると思ひの
であります。最近裁判所側では盛んに
法廷の秩序の問題に頭を悩ましておる
ようであります。このよつて來るとこ
ろは、現在最高裁判所の長官である田
中耕太郎氏が「裁判官に対する
訓示、あるいは出版物を通じて、現在
の國際情勢において二つの対立があ
る。そして日本は、自由主義諸國——
これは結局アメリカを先頭とする資本
主義諸國であります。この資本主
義諸國にのみしたものである。もうこ
の陣営に入つてしまつたのである。そ
してこれと対立すると稱しておるとこ
ろの共産主義諸國を國際ギヤングで
あるといふような極端な表現を使つ
て、この観点からこういふ二つの國際
的対立の中の一方は國際ギヤングで

ある、戰爭を挑発するものである。こ
ういふ前提の上に立つてすべて裁判を
やつて行かなければならぬ。自分のこ
の考え方に従わない者は、裁判官とし
ての地位にとどまることはできないの
である。かように訓示しておる。つま
り明らかに反共と、戰爭を肯定し、憲
法を否定するやうな言葉を併し、これ
を裁判官に訓示しておることは明らか
な事実であります。普通裁判官といふ
ものは、行政権から中立的な立場をと
つて行かなければならぬのが常識であ
るにもかかわらず、彼は現在の吉田内
閣總理大臣ですら言わないやうな狂暴
な反共と戰爭政策を宣ひたしておる
のであります。彼の言うことをそのま
ま日本の一國民が実行するならば、明
らかに刑法の外患罪やその他の犯罪に
觸れるやうなことを彼は公然と言つて
おるのであります。こゝういふ裁判官を
一番上において、そして今この裁
判が遂行されるやうに國民から受取ら
れる。裁判所が問題にしている法廷の
秩序維持、こゝういふ問題の一番超つて
來る事件は政治犯であります。政治的
な、思想的な、また経済的なものを基
礎として起つて來たところのいふい
ふ紛争、これが刑事事件として檢査さ
れる。これが法廷に現われておるのであ
る。これをもう少し端的に言ひな
らば、二つの國際的対立——私どもは
これは単に資本主義と共産主義の對立
ではなくして、戰爭をしようとする勢
力と、平和をしようとする二つの勢力
である、かように考へておるのであり
ますが、これが法廷の中で、一方は自
分では戰爭を挑発し、戰爭政策を遂行
させながら、この戰爭に反対し、平和
を守ろうとする者を政令三百二十五号

違反だとか、いや何だかんだといつ
て、これを犯罪としてつち上げて、
刑事被告人にし、投獄しようとする。
最高裁判所の長官が、これを勇敢に弾
圧しよう、これを犯罪視して投獄しよ
うといふことを言つておる。だから、
法廷に出された被告人の側からいへ
ば、また戰爭に反対し、再軍備に反対
し、吉田政府に反対する者からいへ
ば、法廷に引出されること自体が弾
圧である、かように受取るのは當然であ
ります。このやうな裁判それ自体が國
民にとつては一つの大きな弾圧である
といふやうに印象づけられて來てい
る、この問題を解決しないでおいて、
かやうな、時の政府や檢察庁が戰爭政
策やそのやうな司法ファツシヨ的なこ
とをやることに対して、裁判所が独自
な立場から憲法を守り、また平和を守
ろうとするこの努力をやることによつ
て、國民のほんとうの信頼と裁判の權
威といふものが真に保たれるのであり
ます。今日日本の裁判史上においてあ
る。原島惟謙といふ裁判官がさん然とし
て光つておるの、ロシアの皇太子に
危害を加えようとした日本國民に對し
て、時の政府がこの國際的刑問題に非
常に卑屈な態度をとつて、刑法に規定
のないやうな処罰を裁判所に要求した
ときに、この時の政治權力に毅然とし
て抵抗いたしました。裁判の獨立、從
つて法律を守り、國民の權利を守ると
いふ態度を貫徹したことの國民、この
原島惟謙裁判官に對する國民の信頼
と、裁判に對する信頼性といふものが
今日打立てられて來たことではありません
か。こゝういふやうなことを見ま
すも、こゝういふ先聲があつたからこそ日
本の裁判所といふものは、行政官僚の

非常な腐敗にもかかわらず、裁判官の
獨立、裁判官の聲譽、またその權威が
保たれて來たのでありませぬか。と
ころが最近になりまして、この田中最高
裁判所長官が裁判官になつて以來と
いふものは、まつたく時の權力、アメ
リカの戰爭政策、そしてこれに便乗す
る日本の吉田政府の政策に阿諛迎合し
て、ひたす平和を守り、法律を守り、
憲法を守ろうとする人民大衆を弾圧し
ようとする裁判をやつておる。この中
にこそ、彼らが幾ら警備員をふやし、
警察の援護を求めても、國民全体から
排撃される。國民全体の信頼を受けて
いないところに、どんなに努力したつ
て裁判所の秩序を維持することはでき
ないのではありません。

この間わが党の林百郎議員に關して
長野の地方裁判所における記事が新聞
に何か出ましたが、その後私がいろいろ
聞てみますと、こゝうだ。林百郎君が
当然その日あらかじめ裁判所へ出ると
いふことを通告してあつたにもかかわ
らず、弁護人としての立会いのこの林
君が來ないにもかかわらず、つまり弁
護人なくして無理やりに裁判を開こう
とした。ここにまず法廷の紛争が起き
た。そしてこゝういふ裁判がでなくな
つた。これは無理やりに弁護人を制限
し、強行しようとするから裁判ができ
ない。そしてこゝういふ裁判ができな
なつてしまつて、その日は開廷早々に
閉廷になつた。そのあとに林君がかけ
つけて來た。ところが、裁判所は門を三
重に締めて、この弁護人に面会しよう
としない。林君はよくやくかろうじて
裁判所の中に入ることができた。そし
て裁判官を探してもどこにもいない。
とこゝういふ探してたところは、驚く

三

